

電気工事業の手引き 5 (新規開始届一建設業許可あり)

2026.1
神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

この手引きは、建設業許可を受けた法人または個人事業者が電気工事業を始める手続きについて説明しています。会社やご自宅、営業所が神奈川県内にある場合は、下記の必要書類を神奈川県の窓口に提出してください。

開始届が受理され、手続きが完了すると「電気工事業開始届受理書」が交付されます。「電気工事業開始届受理書」は建設業許可の更新をしている間は有効で、届出受理番号も変わりません。再交付はできませんので、大切に保管してください。

【必要書類】 (①~⑤は必須書類)

- ① 電気工事業開始届出書★ 様式第18
- ② 電気工事士免状のコピー (窓口で申請する場合は免状原本を持参)
- ③ 建設業許可証のコピー
- ④ 主任電気工事士に関する誓約書★ 県様式第8号
- ⑤ 備付器具調書★ 県様式第10号
- ⑥ 雇用証明書★ 県様式第9号
建設業許可証に記載されている者(代表者)以外が主任電気工事士になる場合に必要
- ⑦ 建設業許可証に記載された住所と申請者の住所が異なる場合は次の書類が必要
法人の場合………登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
個人事業の場合…現住所を確認できる公的書類(運転免許証のコピー、住民票の写し等)
- ⑧ 主任電気工事士等実務経験証明書★ 県様式第11号
第二種電気工事が主任電気工事士になる場合に必要
- ⑨ 登録電気工事業者登録証(登録電気工事業者から移行する場合に必要)
- ⑩ 返信用封筒(郵便番号・住所・氏名又は名称を記入。A4判の紙を折らずにいれられる角2相当の
もの。郵送代+簡易書留代350円分の切手を貼付。レターパックプラスでも可。)
「電気工事業開始届受理書」を郵送により受け取る場合に必要

神奈川県 電気工事業

検索

★の様式は県のホームページからダウンロードできます

【窓口】

会社や営業所等の所在市町村	窓口	〒	住所	電話
横浜市・川崎市・横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町	消防保安課	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3475
相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	243-0004	厚木市水引2-3-1	046-224-1111 (代表)
平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	254-0054	平塚市中里50-1	0463-45-3150 (代表)
小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	250-0042	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000 (代表)

必要書類

① 電気工事業開始届出書 (様式第18)

建設業許可証 ↓

〒 231 - 8588
神奈川県横浜市中区
日本大通1
(株)神奈川電気
神奈川 小太郎 様

神奈川県知事 黒岩祐治 神奈川県
一般建設業の許可について(通知)
記
許可番号 神奈川県知事 許可(般-3) 第 99999 番
許可の有効期間 令和3年8月10日から令和8年8月9日まで
建設業の種類 電気工事業

建設業許可証(様式第24番様式)
電気工事業開始届出書
2021年10月21日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

〒 231 - 8588
TEL1 045-210-3475 (内) 2340
TEL2 090-1234-5678
FAX 045-210-3475
住所 横浜市中区日本大通1
店名又は
会社名 株式会社 神奈川電気
法人にあつ
ては代表者 神奈川 小太郎
の店名

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化
34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設業許可証に記載された、所在地、会社名、代表者の氏名を記載します。

※建設業許可証と登記簿の住所が異なる場合は登記簿住所を記載の上、登記簿謄本を提出してください。
個人事業で建設業許可証と現住所が異なる場合は、現住所を記載の上、住民票の写し等を提出してください。

登録電気工事業者だった場合は最初の登録日を、建設業許可に伴って電気工事業を始めた場合には建設業許可年月日以降で電気工事業を開始した日付を記載します。

営業所の名称は、会社名とは別に営業所名があればその名称を記載し、なければ「同上」と記載してください。個人事業の場合は屋号を記載してください。

★「電気工事の種類」についての注意★

第二種電気工事士免状しか持っていない電気工事業者が自家用電気工作物の電気工事を請け負う場合は、第一種電気工事士のいる電気工事業者に依頼する必要があります。

なお、認定電気工事従事者認定証を取得している場合は、自家用電気工作物の内 600V 以下で使用する電気工作物の工事を行うことができます。

※行政書士が申請を行なう場合は余白部分に、会社名、行政書士名、書類の送付先住所、TEL等を記載願います。

日中連絡が付く携帯電話番号等を記載

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
神奈川県知事 許可(般-3) 第 99999 号 令和3年8月10日

2 電気工事業を開始した年月日
2021年8月10日

3 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類 (該当する欄にすべてに○をつけて下さい)	主任電気工事士等の氏名	主任電気工事士免状の種類及び交付番号 (どちらかに○をつけて下さい)
同上	同上	一般用電気工作物 自家用電気工作物	横浜 次郎	第一種 第二種 神奈川 (都・道・府・県) 第 99999 号

営業所の住所を記載します。通常は建設業許可証に記載された住所です。

電気工事の種類は、請け負う電気工事の種類のすべてに○をつけます。

「主任電気工事等の氏名」「主任電気工事士免状の種類及び交付番号」の欄は、主任電気工事士の氏名を記載し、免状の種類に○をつけて、交付番号を記載します。

② 電気工事士免状のコピー

主任電気工事士の電気工事士免状を A4 サイズの紙にコピーしたものをご用意ください。なお、窓口で手続きをする場合には、免状原本もご持参ください。

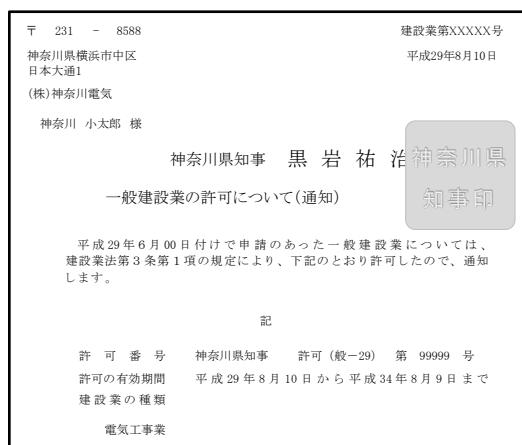


第一種電気工事士免状の場合は、5 年ごとの定期講習を受講しているか確認しますので、「講習受講記録」の部分(直近日付のページ)もコピーしてください。

講習受講記録のページ

③ 建設業許可証のコピー

A4 の紙に、建設業許可証をコピーして提出します。



④ 主任電気工事士に関する誓約書（県様式第 8 号）

営業所が複数ある場合は、営業所ごとに提出が必要です。

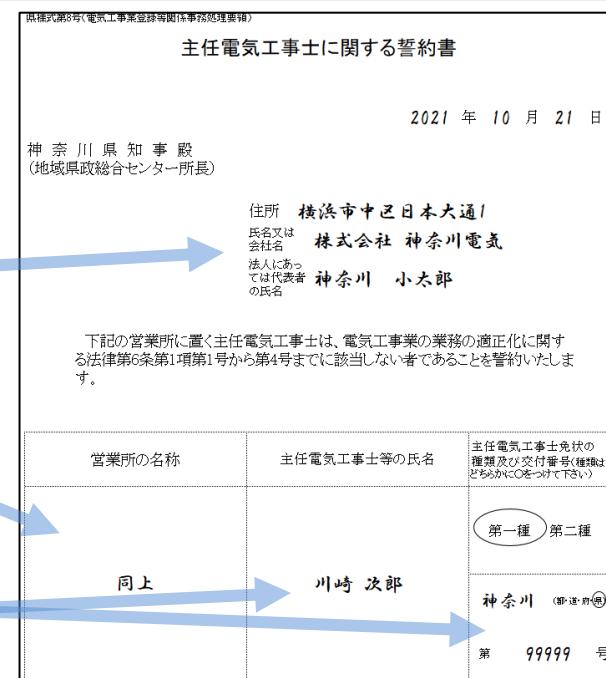
また、主任電気工事士が申請者本人でない場合、雇用関係のある者でなければなりません。

所在地、会社名、代表者氏名を記載します。

個人事業の場合は、現住所と氏名を記載します。

主任電気工事士が在籍している営業所の名称を記載します。

「主任電気工事士等の氏名」「主任電気工事士免状の種類及び交付番号」の欄は、主任電気工事士の氏名、免状の種類と交付番号を記載します。



⑤ 備付器具調書 (県様式第10号)

日付は、書類を作成した日付を記載し、営業所ごとに1枚作成します。

法人で営業所名が会社名と同様であれば会社名を記入し、個人事業の場合は屋号を記入します。

電気工事の種類が「一般用電気工作物等」の場合は①～③のみを記入します。
その他は①～⑦まで記入します。

レンタルやリースの場合は、契約している会社名を記入します。

県様式第10号(電気工事業登録等関係事務処理要領)			
備付器具調書			
2023年 6月 1日			
営業所住所	○○市○○町1-1-1		
営業所名	株式会社△△電気		
電気工事の種類	一般用電気工作物等	一般用電気工作物等及び自家用電気工作物	自家用電気工作物のみ
器具名	製造業者名	型式 製造番号	台数
① 絶縁抵抗計	○○計器	ZET-1111	1台
② 接地抵抗計	○○計器	SET-2222	1台
③ 抵抗及び交流電圧を測定できる回路計	○○計器	TEI-3333	1台
④ 低圧検電器	△△工業	TK-4444	1台
⑤ 高圧検電器	△△工業	KK-5555	1台
⑥ 緊急電器試験装置	○△レンタル	KEI-6666	1台
⑦ 絶縁耐力試験装置	○△レンタル	ZT-7777	1台

⑥ 雇用証明書 (県様式第9号)

この様式は、建設業許可証に記載された者以外が主任電気工事士になる場合に提出します。

所在地、会社名、代表者の氏名等を記載します。
個人事業の場合は、現住所と氏名を記載します。

雇用している主任電気工事士の「氏名」「住所」「生年月日」を記載し、雇用した年月日を記載します。

県様式第9号(電気工事業登録等関係事務処理要領)	
雇用証明書	
2021年10月15日	
神奈川県知事殿 (地域県政総合センター所長)	住所 横浜市中区日本大通1 氏名又は 会社名 法人にあつては代表者 の氏名 株式会社神奈川電気 神奈川 小太郎
下の者は、私(当社)の従業員(役員)であることを証明いたします。	
主任電気工事士の氏名	川崎 次郎
住 所	〒211-0900 川崎市幸区○○○1-12-12-306号
生年月日	昭和45年2月○日
雇用年月日	平成27年4月1日

⑦ 登記事項証明書 ※法人の場合

現住所を確認できる公的書類 ※個人事業の場合

建設業許可証に記載された住所と、申請者の住所が異なる場合に提出します。

法人の場合は、会社の登記事項証明書として「履歴事項全部証明書」を法務局で取得して、提出してください。

個人事業の場合は、現住所を確認できる公的書類(官公署等から発行(発給)された書類で、氏名、住所及び生年月日を証するもの)を提出してください。代表的なものとしては、運転免許証のコピー、住民票の写し(発行日から6ヶ月以内のものに限る)、マイナンバーカードのコピーがあります。住民票の写し以外は、A4の紙にコピーして提出してください。

なお、登記事項証明書や住民票の写しは、コピーしたものでも提出可能です。その場合、すべてのページをコピーしてください。また、発行日(証明日)から6ヶ月以内の書類である必要があります。

⑧ 主任電気工事士等実務経験証明書 (県様式第11号)

この証明書は、第二種電気工事士が主任電気工事士になる場合に必要です。

証明は、主任電気工事士になる者が以前働いていた登録等電気工事業者が行います。今回「電気工事業開始届出書」を提出する申請者が作成する書類ではありません。

実務経験証明書の書き方については、「実務経験証明書作成の手引き」をご覧ください。

なお、登録電気工事業者が電気工事業開始届出書を提出する場合で、主任電気工事士に変更がない場合は、提出の必要はありません。

⑨ 登録電気工事業者登録証

登録電気工事業者から移行する場合に提出します。

建設業許可を取る以前から電気工事業者として登録していた場合は、お手元にある「登録電気工事業者登録証」を提出してください。

登録電気工事業者登録証

住 所 横浜市中区日本大通1

氏名又は名称 株式会社神奈川電気

上記の者について、次のとおり電気工事業の業務の適正化に関する法律
第3条第3項の登録をしたことを証明します。

平成30年11月10日

神奈川県知事 黒岩 祐治 

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 登録の年月日 | 平成30年11月21日 |
| 2 登録番号 | 神奈川県知事 登録第309999号 |
| 3 電気工事の種類 | 一般用電気工作物及び自家用電気工作物 |

[更新登録](#)

登録の有効期限 平成35年11月20日

(裏面参照)